

様式第14号(第28条関係)

表

12センチメートル		第 号
悪臭防止法第20条第3項の規定による身分証明書		
写    真	職名及び氏名	
		年 月 日生
		年 月 日発行
		年 月 日限り有効
	環境大臣	印

↑  
8  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
↓

裏

悪 臭 防 止 法 抜 す い
第20条 (略)
2 環境大臣は、試験検査事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定機関に対し、試験検査事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定機関の事務所に立ち入り、試験検査事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第29条 第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。